

# 栄東まちづくり協議会・委員会

平成 29 年 8 月 10 日(木) 18:30 ~  
栄東まちづくり協議会会議室

議題：

## 1 栄東地区イルミネーション装飾

- (1) 事業の概要、指名型プロポーザルの実施、指名業者の選定、スケジュール等  
8/3 にぎわい・道路公園合同部会資料参照
- ・ 部会資料（添付資料）
  - ・ プロポーザル要項、仕様書（添付資料）

### \* 予算額の変更（報告事項）

部会での審議の結果、事業計画、予算で想定していたイルミネーションの範囲を拡大する。またデザインの自由度を上げ、優良なデザインの提案を期待するため、単価を増額する。

なお、財源は防犯カメラ整備の落札差金（▲3,278,000、見込）及びWi-Fi整備の落札差金（未定）の流用で十分確保できる見込みである。

現 行	@80,000 × 43 箇所 × 1.08 ≒ 3,715,000
箇所数増	@80,000 × 68 箇所 × 1.08 ≒ 5,875,000 (△2,160,000)
単価増	@100,000 × 43 箇所 × 1.08 ≒ 4,644,000 ( △929,000)
箇所数・単価増	@100,000 × 68 箇所 × 1.08 ≒ 7,344,000 (△3,629,000)

## 2 その他

報告事項（一部議題）：

### 1 街頭防犯カメラ整備業務のプロポーザルの結果

#### (1) スケジュール

- 7/5 募集開始（ウェブサイト掲載、応募依頼業者 5 者に通知）  
8/3 募集締切（6 者応募・提案）  
防犯防災快適部会で審査方法を審議（別添資料参照）  
8/8 防犯防災快適部会でプレゼン及び審査  
10 月末 履行期限

## (2) 審査結果

### (3) 審査結果の通知及び公表

#### ① 審査結果の通知

8/9に当落のみ通知しているが、最終的にどの範囲の内容を通知すべきか決定する必要がある。

<案1> 当落のみ通知

<案2> 順位を通知

<案3> 順位、総合点を通知

<案4> 順位、総合点、配点内訳を通知

\*1 案2~3の場合でまだ契約に至っていない優先契約候補者(1位)の名称を明記して通知することの可否。

\*2 契約締結後に契約者を通知することの必要性。

#### ② 審査結果の公表(ウェブサイトへの掲載)

契約締結後にどの範囲の内容を公表するか、決定する必要がある。

<案1> 契約者のみ公表

<案2> 順位を公表(契約者名、その他は匿名。例:B社、C社...)

<案3> 順位、総合点を公表(カッコ内は同様)

<案4> 順位、総合点、配点内訳を公表(カッコ内は同様)

## 2 Wi-Fi 整備業務のスケジュール

7/26 募集開始(ウェブサイト掲載、応募依頼業者5者に通知)

8/25 募集締切

にぎわい部会で審査方法を審議

8/29 にぎわい部会でプレゼン及び審査

~3月末 履行期間

## 3 池田公園再整備構想検討事業

### (1) 入札

7/26に公園関係のコンサル業務を行うことができる5者に、8/23を入札期限とする「入札の案内」を送付している。

予定価格は事前に徴取した3者の見積額の平均とした。(非公表)

## (2) 道路公園部会における検討

地域住民等が現状の池田公園をどのように考え、どのような課題認識をもって  
いるか、将来、どのような公園に再整備すべきと考えているかを意見交換し、再  
整備構想検討する。

検討、議論の材料としてアンケートを実施し、他都市の事例等も研究し、再整  
備構想を策定する。

第1回～3回 地元中心で議論、検討

第4回～5回 行政も参画して議論、検討

第1回(9月) ざっくりばらんな意見交換、事例紹介、アンケート調査の内容の検討

第2回(10月) アンケート調査の内容の確定、事例研究、意見交換

(アンケートの実施、分析)

第3回(12月) アンケート結果を踏まえた意見交換、課題の整理、再整備構想案の検討

第4回(1月) 行政側の視点も入れた再整備構想案に関する意見交換、検討

第5回(3月) 再整備構想案のまとめ

## 4 街灯モデル整備事業

(1) 事業の概要、事業の進め方、整備する通りの選定、スケジュール

8/3 にぎわい・道路公園合同部会資料参照(添付資料)

## 5 その他

### ● 次回の委員会日程

# 栄東まちづくり協議会 にぎわい部会・道路公園部会合同部会

平成 29 年 8 月 3 日 19:30 ~  
栄東まちづくり協議会会議室

## 1 栄東地区イルミネーション装飾

### (1) 事業の概要

従来、池田公園の樹木にイルミネーション装飾を行っていたが、現地まで来ないと装飾があることがわからないことから、栄周辺からの誘客促進のため、池田公園から広小路、久屋大通までの路上（歩道）を延長する。

### (2) 指名型プロポーザルの実施

#### ① 理由

イルミネーション装飾は価格では評価できないデザイン（意匠）が重要であるので、価格のみの競争による入札が不適当なため、財務規程第 41 条により総合評価による入札を行う。

また協議会ウェブサイトの公告によっては競争原理が働く提案者数が期待できないため、名古屋市の入札参加資格を得ている、施工能力のある者を、財務規程第 36 条による指名競争入札の規定に準じて 5 者を指名して、指名型プロポーザルを実施する。これにより十分な競争原理が期待できるため、事務の煩雑さ、負担を考慮し、公募型のプロポーザルとはしないこととする。

栄東まちづくり協議会財務規程

（総合評価による入札）

第 41 条 会長は、指名競争入札により契約を締結しようとする場合において、当該契約がその性質または目的から第 38 条第 1 項の規定により難いときは、この規定に関わらず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申し込みをした者のうち、価格その他の条件が協議会にとって最も有利なものをもって申し込みをした者を落札者としてすることができる。

2 会長は、前項の規定により落札者を決定しようとするときは、あらかじめ協議会に諮り選定基準及び選定方法を定め、これを公表しなければならない。

（指名競争入札参加者の指名等）

第 36 条 指名競争入札により契約を締結しようとするときは、名古屋市契約規則の規定に基づいて作成された名古屋市競争入札参加有資格者名簿の中から、当該入札に参加することができる資格を有する者のうち 5 人以上を当該入札の参加者に指名しなければならない。ただし、契約の性質その他の理由により特に必要な場合においては 4 人以下とすることができる。

#### ② プロポーザル要項及び仕様書 別添

#### ③ 指名業者の選定

名古屋市競争入札参加有資格者名簿の中から、工事請負（屋外照明工事又は電気工事）の入札に参加する資格を有する者のうち 5 者を、下記の 5 名で構成されるにぎわい部会・審査会で選定する。

にぎわい部会 正副部会長(3)  
協議会副会長(地域代表)(1)  
協議会事務局長(1)

- ④ プロポーザル（企画提案）の審査、決定、契約手続  
応募締切後ににぎわい部会を開催し、提案者がプレゼンテーションを行い、部会で審査し、契約候補者を選定する。その後、すみやかに契約手続を行う。

(3) スケジュール

8/10	委員会で審議
8/14 以降	指名通知
9/11 以降(20 営業日後)	企画提案書締切 にぎわい部会で提案審査、契約候補者決定 契約事務
11/17	点灯式

## 2 商業地区の街灯のモデル整備

(1) 事業の概要

現在は「栄ウォーク街」と表記された街灯が地区内に多くあるが、老朽化が進み、デザイン的にも陳腐化している。これを今後、継続的に整備していくため、一部の通りに新しい街灯をモデル設置し、明るさの向上とにぎわいづくりを図る。

(2) 事業の進め方

本年度の予算は 8,472,000 円額、想定本数 12 本となっているが、本年度の予算規模の大きな事業である防犯カメラ(7,464,000 円)、Wi-Fi の整備(9,902,000 円)、池田公園再整備検討(5,912,000 円)の事業費（契約落ち）の確定後に街灯のモデル整備事業の事業規模を見直し、プロポーザル方式で発注する。

(3) 整備する通りの選定

(4) スケジュール

～9/14	にぎわい部会（道路公園部会地域部会員と合同）で仕様書、プロポーザル要項を審議
9/14	委員会で審議
9/14 以降	指名通知
10 月	企画提案書締切 にぎわい部会（道路公園部会地域部会員と合同）で提案審査、 契約候補者決定 契約事務
3 月末	履行期限

## 3 その他

## 栄東地区イルミネーション装飾業務に係る指名型プロポーザル要項

次のとおり指名型プロポーザルを行いますので、指名を受けた方は、必要な書類を提出してください。

### 1 業務の概要

(1) 業務名

栄東地区イルミネーション装飾業務

(2) 業務内容

「栄東地区イルミネーション装飾業務仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり。

### 2 プロポーザル参加の指名を受ける者の資格

プロポーザル参加の指名を受ける者は、次に掲げる要件をすべて満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」という。）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者であること。
- (2) 施行令第 167 条の 4 第 2 項各号に該当する事実があった後 3 年を経過しない者（当該事実と同一の事由により名古屋市指名停止要綱（15 財用第 5 号）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）を受けている者を除く。）又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。
- (3) 本要項に基づく企画提案書提出時において、名古屋市競争入札参加資格における申請区分「工事請負」（屋外照明工事又は電気工事）の競争入札参加資格を有すると認定された者であること。
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（同法に基づく更生手続開始の決定後、(3)に掲げる本市競争入札参加資格の認定を受けている者を除く。）でないこと。
- (5) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（同法に基づく再生手続開始の決定後、(3)に掲げる本市競争入札参加資格の認定を受けている者を除く。）でないこと。
- (6) 中小企業等協同組合法（昭和 24 年法律第 181 号）、中小企業団体の組織に関する法律（昭和 32 年法律第 185 号）又は商店街振興組合法（昭和 37 年法律第 141 号）によって設立された事業協同組合等においては、当該組合の組合員が本プロポーザルに参加しようとししない者であること。
- (7) 本要項を協議会ウェブサイトに掲載する日から 8「契約候補者の選定」に定める契約候補者（以下、「契約候補者という。」）選定までの間に名古屋市の指名停止の期間がない者であること。
- (8) 公告の日から契約候補者選定までの間に名古屋市が行う契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する合意書（平成 20 年 1 月 28 日付け名古屋市長等・愛知県警察本部長締結）及び名古屋市が行う調達契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する取扱要綱（19 財契第 103 号）に基づく排除措置の期間がない者であること。
- (9) 本社所在地において市町村民税の滞納がないこと。
- (10) 同種業務の施工実績を有していること。
- (11) 協議会と緊密な連絡調整が可能であること。

### 3 参加手続

(1) 担当部署及び問い合わせ先

〒460-0008 名古屋市中区栄五丁目 19 番 4 号 K-POINT ビル 202 号室

栄東まちづくり協議会（以下、「協議会」という。）

担 当：林 哲哉

電 話：052-898-0852

E-mail：t.hayashi@sakaehigashi-mky.jp

(2) 仕様書

協議会ウェブサイトからダウンロードする。

アドレス：<http://www.sakaehigashi-mky.jp/>

(3) プロポーザル参加表明

① 提出期限

平成 29 年 X 月 XX 日 17 時

② 提出場所

(1)に同じ

③ 提出書類

ア プロポーザル参加表明書（様式は任意）

イ 名古屋市の「平成 29・30 年度一般（指名）競争入札参加資格審査の結果について」又は資格を有することを証明する書類

③ 提出方法

持参又は郵送（書留に限る。）

(4) 企画提案書等の提出

① 提出期限

平成 29 年 X 月 XX 日 17 時

② 提出場所

(1)に同じ

③ 提出部数

20 部

④ 提出方法

持参又は郵送（書留に限る。）による。

(5) プロポーザル参加表明後又は企画提案書等の提出後の辞退

① プロポーザル参加表明の辞退

平成 29 年 X 月 XX 日 17 時

② 企画提案の辞退

平成 29 年 X 月 XX 日 17 時

③ 提出場所

(1)に同じ

④ 提出方法

持参又は郵送（書留に限る。）による。

#### 4 企画提案書等の内容

- (1) 会社概要のわかる資料 (A4)
- (2) 業務実績 (A4)
- (3) 企画提案書 (A4)

実施説明書を参照し、下記の内容を含むこと。

- ① 全体の構成案  
イルミネーションの電飾装置の位置を示した地図、電源供給の方法を記載した構成案を示してください。
- ② イルミネーションの電飾装置のデザイン  
イルミネーションの電飾装置のデザイン案のカラーのイラストを3案、提案してください。
- ③ イルミネーションの電飾装置、付帯電源の具体的な仕様  
使用電力量(回路の単位及び全体)の電力使用量及び電力料金(目安)を含む、構造等の仕様を提案してください。
- ④ 点灯時間の調整  
イルミネーションの点灯時間は夜間とするので、自動で点灯及び消灯する適切な仕組みを提案してください。
- ⑤ 点灯式、消灯式における点灯、消灯  
池田公園内におけるイルミネーション装飾の受注者と調整を行う前提で、点灯式における点灯、消灯式における消灯の範囲、方法を提案してください。
- ⑥ 安全対策、各管理者等との調整、手続  
歩道上の近隣へ自動車等の出入り、歩行者等の通行の安全対策を講じ、防犯灯、道路への支障のないような提案であり、道路占用条件を遵守としてください。  
具体的には契約締結後に道路管理者、防犯灯等の管理者、地先等当の調整、手続を行っていただきます。
- ⑦ 施工、管理体制、スケジュール  
具体的に提案してください。
- ⑧ 業務に係る見積金額
  - ア 下記の見積金額の上限にした提案額  
X,XXX,000円(税込)
  - イ 上記提案額の内訳
  - ウ 翌年度の施工費用等  
本業務で制作したイルミネーションの電飾装置等を提案者が保管し、来年度に同様な事業に使用する場合の施工費用等を提案してください。

#### 5 実施説明書、本要項等に対する質問及び回答

- (1) 質問
  - ① 質問の方法  
電子メールで協議会に質問してください。
  - ② 質問の受付期間  
平成29年年X月XX日から同年X月X日
- (2) 質問に対する回答

① 回答日

回答期間に随時回答します。

② 回答方法等

質問者に対して明らかに営業上の不利益を与える情報を除き、プロポーザル参加表明者全員に電子メールにより回答します。

本プロポーザル募集要項及び仕様書の補足、変更等が記載されることもあるので、質問及び回答については必ず確認してください。

## 6 審査の手続

協議会・にぎわい部会において企画提案書等を提出した者（以下、「企画提案者」という。）によるプレゼンテーションを実施し、部会が企画提案書等の提出書類、プレゼンテーションの評価を行います。

(1) 企画提案者によるプレゼンテーション

① 日時

平成 29 年 X 月 XX 日(予定) 18:00 以降（時間は別途連絡します。）

② 場所

3、(1)に定める場所

③ 参加人員

3 名以内

④ 使用機器

ア 企画提案者持参のノート PC

イ 協議会が用意するプロジェクター、スクリーン（音声は使用しません。）

⑤ プレゼンテーションの時間

20 分以内（協議会から質問及び回答の時間 10 分程度を除く。）

(2) 評価基準

項 目	配 点
見積金額	40
見積金額以外の提案の内容	60
合 計	100

## 7 契約候補者の選定

(1) 提出された企画提案書、プレゼンテーション等を審査し、最も優れている企画提案者を契約候補者として選定し、契約を行います。

(2) 契約候補者と契約締結に至らなかった場合は、次順位の者を新たな契約候補者として手続を行います。契約候補者が契約の相手方として決定される前に名古屋市において指名停止又は契約締結前に排除措置を受けた場合も同様とする。

(3) 企画提案者が 1 者であっても、本プロポーザルは成立するものとするが、審査の結果、契約候補者として不適切と認められる場合は、契約候補者として選定しない。

(4) 本説明書に示した参加資格がないと認められた者には、その旨及びその理由（以下「無資格理由」という。）を書面により通知し、その者が提出した企画提案書等は審査しない。この場合、通知を受けた者は、無資格理由について電子メールにより

説明を求めることができる。

## 8 審査結果の通知等

### (1) 日時

平成 29 年 X 月 X 日 (予定)

### (2) 審査結果の通知及び協議会ウェブサイトへの掲載

企画提案者の順位と点数は、企画提案書等を提出したすべての者に書面にて通知するとともに、協議会ウェブサイトに掲載する。この場合、提案者の氏名又は名称は、契約候補者以外は掲載しない。

### (3) 契約候補者に選定されなかった者に対する理由の説明

契約候補者に選定されなかった者は理由（以下「非選定理由」という。）について、電子メールによりより説明を求めることができる。

## 9 その他

### (1) 入札保証金、契約保証金

徴収しません。

### (2) 無効となる提案等

次に該当する提案は、無効とします。

- ① 本要項に示した参加資格を有しない者のした提案
- ② 企画提案書等に虚偽の記載をした者の提案
- ③ 本要項に示した企画提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した提案
- ④ 4、(3)、⑧、アに記載した上限額を超える見積金額の提案
- ⑤ 審査の公平性に影響を与える行為をした者の提案

### (3) 契約候補者選定までの間に参加資格を有しないこととなった者の取扱い

参加資格があることを確認された者であっても、参加資格を有しない者に該当する。

### (4) 企画提案書等に関する費用

作成等提案に関して必要となる一切の費用は提案者の負担とします。

### (5) 本プロポーザルの提案者が協議会から受領した書類

協議会の了解なく公表又は使用しないでください。

### (6) 1 者につき可能な提案数

1 つとし、複数の提案はできません。

### (7) 実施体制の変更

契約内容の履行にあたり、企画提案書に記載した実施体制の変更は原則としてできません。

### (8) 企画提案書等の提出後の追加書類の提出

協議会が必要と認める場合は求めることがあります。

# 栄東地区イルミネーション装飾業務仕様書

## 1 件名

栄東地区イルミネーション装飾業務

## 2 目的

栄東地区では昨年度までは、冬季に栄東まちづくりの会による池田公園の樹木のイルミネーション装飾が行われていた。今年度は、栄東まちづくり協議会（以下、「協議会」という。）が池田公園から北は東栄通を広小路まで、西は瓦通りを久屋大通まで延長し、同地区の賑わいの向上と誘客を図る。

なお、池田公園内の樹木のイルミネーション装飾は昨年度以前に製作され、製作会社に保管されているものを本年度も使用するため、本業務とは別に協議会が当該業者と契約を行う予定である。

## 3 装飾場所

図 1 に示す各通りの両側の歩道で、栄東発展会又は栄東女子大小路ビル協会が占用する防犯灯等に電飾装置及び付帯電源を添架する。

## 4 履行期間

本業務の履行期間は契約の日から平成 30 年 2 月 23 日までとし、イルミネーションの点灯期間は平成 29 年 11 月 17 日から平成 30 年 2 月 17 日までとする。なお、点灯期間の初日及び最終日の夜には点灯式、消灯式を行う。

## 5 業務内容

業務内容は、イルミネーションの設計、施工及び保守作業とする。

### (1) 設計

「栄東地区イルミネーション装飾業務に係るプロポーザル要項」（以下「要項」という。）に基づき応募し、契約候補者となった者（以下、「契約候補者」という。）の提案に基づき協議会と協議により決定した電飾装置及び付帯電源の設計及び仕様に基づく。

### (2) 制作、施工及び管理

契約候補者となった者の提案に基づき協議会との協議により決定した内容により、制作、施工を行い、電飾装置等が機能を発揮できるよう管理すること。

### (4) 点灯式及び消灯式の対応

池田公園内のイルミネーション装飾を受注する者と調整し、池田公園内のイルミネーションの点灯式、消灯式に同調して、契約候補者となった者の提案に基づき協議会との協議により決定した範囲のイルミネーション装飾の点灯及び消灯が可能となるようにすること。

### (5) 撤去

イルミネーション消灯式後に履行期間内に撤去し、現状回復を行うこと。

### (6) 制作、施工及び管理の条件

電飾装置及び付帯電源の制作、施工及び管理にあたっては、近隣へ自動車等の出入り、歩行者等の通行の安全対策を講じ、道路、防犯灯への支障のないよう、道路占用条件、道路管理者の指示、防犯灯等の管理者の条件を遵守してください。

具体的には契約締結後に防犯灯等の管理者、道路管理者、地先等当の調整、手続を行っていただき

ます、

近隣に迷惑がかからないように配慮し、防犯灯等へ取付けにあたっては、各管理者及び道路管理者の設置条件を遵守すること。

#### (7) 各種手続

設置場所の確保、防犯灯等の各管理者及び道路管理者への申請等の手続を行うこと。

### 6 成果物

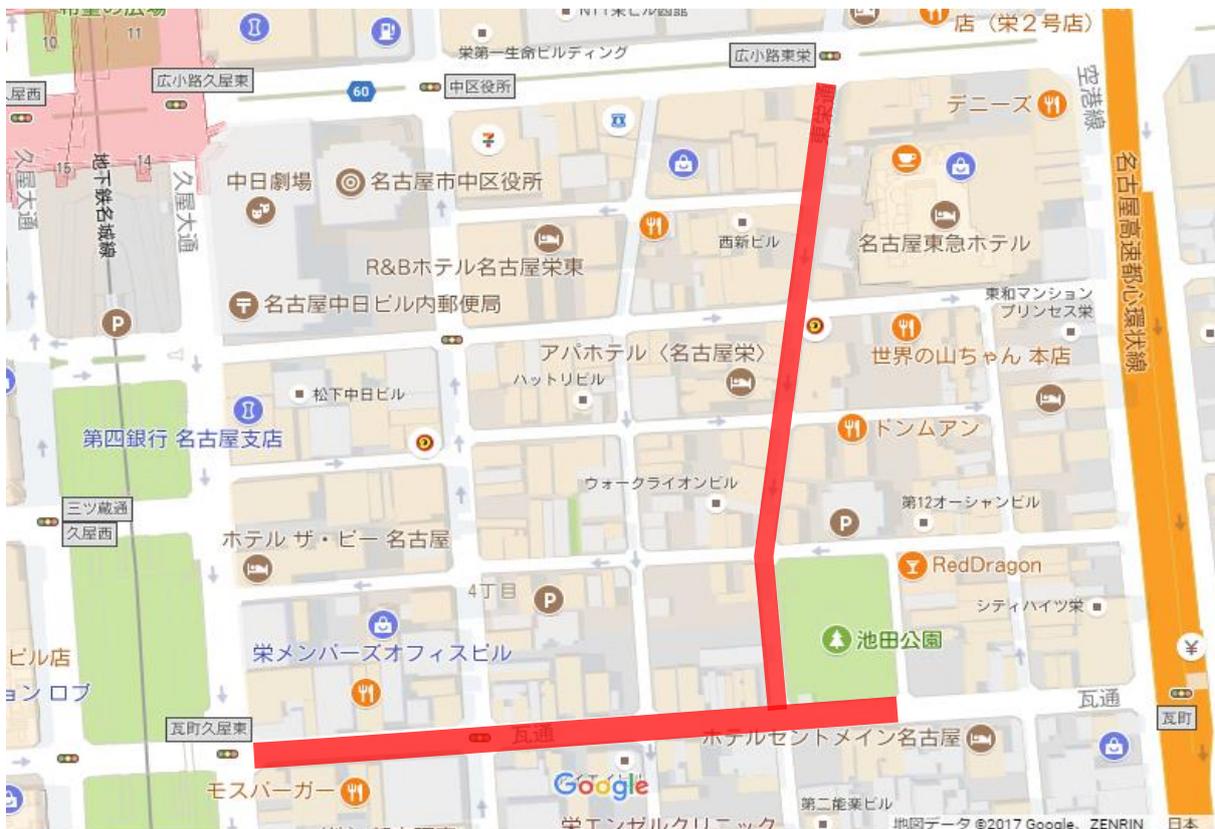
以下の資料を DVD 等の電子媒体及び書面(A3 又は A4)で提出すること。

- ① 電飾（装飾に使用したイルミネーション部材及び電材等）
- ② 設計図
- ③ 施工図（設計図に含めても可）
- ④ 5、(7)の手続に伴う書類
- ⑤ 施工前後及び施工作業の様子が分かる記録写真(カラー)
- ⑥ 完了報告書

### 7 その他

- (1) 著作権使用、保険等必要な場合の手続や費用は受注者の負担とする。
- (2) この実施説明書に定めない事項については、双方協議により決定する。
- (3) 本業務で制作した電飾装置等は来年度以降、同様な事業が行われる場合は再利用する予定です。

図 イルミネーション装飾の場所

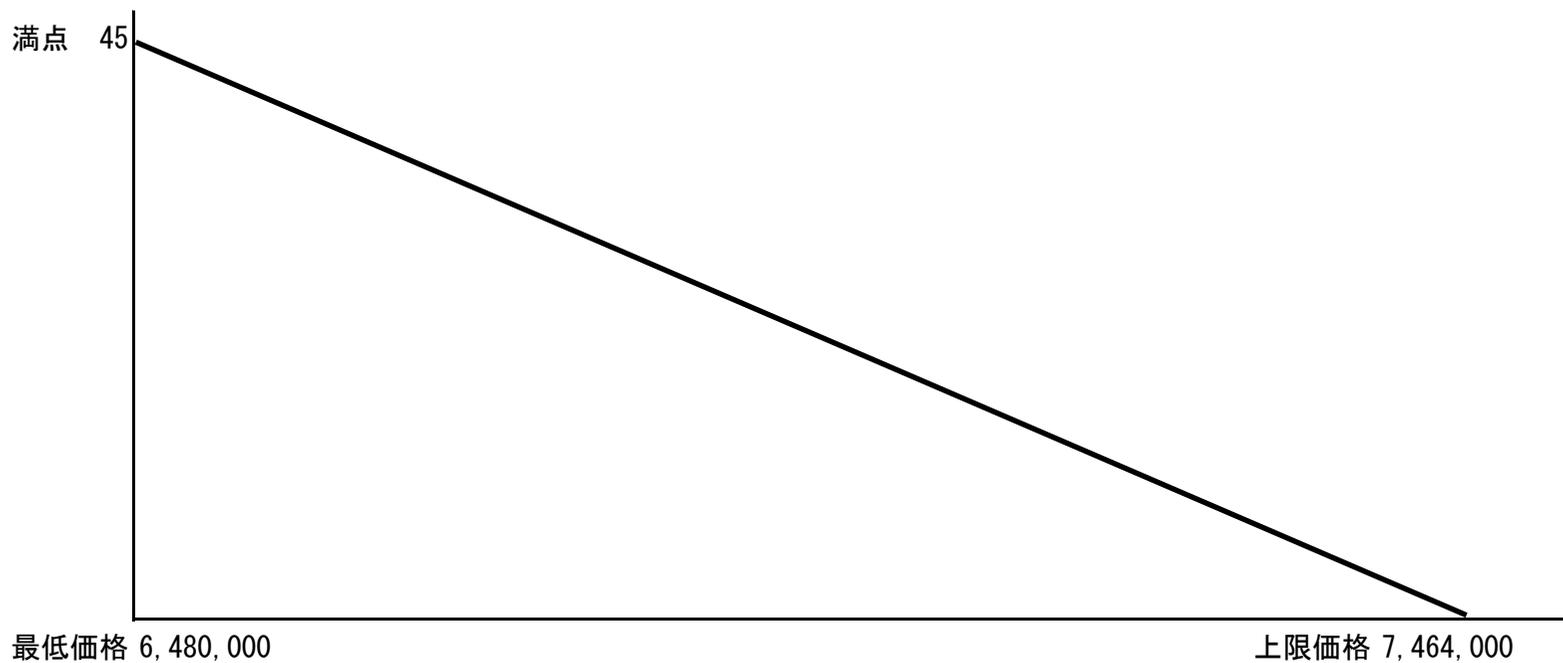


街灯防犯カメラプロポーザル 企画提案審査表

項目		配点	A	B	C	D	E	F
価格 (例)		45	15	25	10	45	20	5
整備内容	会社の実績	4	防犯カメラの業務実績。					
	カメラの配置	4	カメラの配置					
	カメラの解像度、画角調整機能	4	カメラの性能としての、解像度、画角調整機能。					
	記録媒体の容量	4	記憶容量 * SDカードまたはハードディスクの提案が想定される。					
	記録の解像度、フレームレート	6	記憶媒体への記録時の一コマあたりの解像度、一秒間のコマ数					
	保存日数	4	記録メディアへの保存日数。これを超えると上書き消去される。					
	記録媒体の使用可能期間(目安)	5	記録媒体の寿命。交換予備品、寿命による交換の経費に影響する。					
	画像データの取り出し易さ	7	防犯灯等に添架されている装置内の記録媒体をパソコンにコピーするし易さ。					
	美観	4	カメラ、記録装置等が収納されているボックス等の美観					
	その他上記で評価しがたいもの内容	3	企画提案書、プレゼンテーションの内容で上記の内容の項目では評価しがたいもの。					
小 計		45						
保守	保守体制	2	整備会社としての保守体制。* 保守はスポット(メンテ契約なし)を予定している。					
	電気代以外のランニングコスト	3	修理費以外で稼働に伴い発生する通信費等の					
	装置一式あたりの電気代	1	カメラ(1台)と記録装置一式の電気料					
	記憶媒体の単価	2	交換予備品、寿命により交換する記録媒体の単価。					
	その他保守費用	2	故障時の保守費用の見積。					
小 計		10						
合 計 点		100						

街灯防犯カメラプロポーザル 企画提案審査表 - 価格点

項目 / 提案者	A	B	C	D	E	F	上限価格
提案額 (例)	7,128,000	6,912,000	7,236,000	6,480,000	7,020,000	7,344,000	7,464,000
上限価格	7,464,000						
最低価格 (例)	6,480,000						
価格点・配点	45						
価格点 (例)	15	25	10	45	20	5	0



\* 提案者の価格点 =  $45 \times (1 - (\text{当該提案価格} - \text{最低提案価格}) \div (\text{上限価格} - \text{最低提案価格}))$  (小数点以下四捨五入)